

## 知的財産を巡る最近の世界の動きについて

産学連携・知的財産本部

知的財産アドバイザー

特任教育職員（教授） 弁理士 久保山 隆

今世紀は、プロパテントの時代とも言われています。プロパテント時代とは、特許に代表される知的財産の価値が格段に重要になり、企業のみならず国家さえも知的財産の適切な保護と活用なくしては生き残れない時代になるというものです。

各国は、自国産業の発展の為に特許に代表される知的財産を奨励し、その保護を図ってきました。その国の研究開発の活発度は特許出願件数に反映されるといっても過言ではありません。それでは、最近の世界の特許出願の推移をご紹介致します。

今世紀が始まった 2000 年の全世界の特許出願件数は約 130 万件でしたが、2012 年には約 235 万件と大幅に増加しています。主要国の特許出願件数を 2000 年と 2013 年で比較しますと次のようになります。

	2000 年	2013 年	増減割合
日本	43.7 万件	32.8 万件	-25%
米国	29.6 万件	57.2 万件	+93%
欧州	10.1 万件	14.8 万件	+47%
中国	4.1 万件	82.5 万件	+1,912%
韓国	10.2 万件	20.5 万件	+100%

(注：増減割合は 2000 年を基準とした出願の増減を示す。)

以上のように、日本は 10 年前まで特許大国として世界一の出願件数を誇っていましたが、その後減少傾向が続いています。一方、米国は、日本を抜き出願件数を倍増しており、欧州、韓国でも大幅な出願件数の伸びとなっています。中国に至っては、政府の指導もあり出願件数の伸びは凄まじく、今や日本、米国を凌駕する特許大国となりました。中国の出願特許への十分なケアが必要な時代となってきたことは確かです。

さて、各国は出願件数の増加や出願発明の高度化に対応する為に、特許制度の改正や他国特許庁との審査の協力を進めています。ご承知のとおり米国は 2013 年に先発明主義から先願主義へ移行しました。欧州では欧州統一特許出願がまさに始まろうとしています。

日本でも昨年知的財産権にかかる法律の大幅な改正が行われました。特許法改正では、特許付与後の異議申立て制度が 10 年ぶりに復活しました。商標法の改正では、企業イメージを表す短いメロディや効果音、企業のイメージカラー等が保護対象となりました。また、

意匠法ではハーグ協定のシステムによる意匠の国際出願への対応を可能とする改正を行っています。

また、上記に加え政府は、事故や病気で失った人体機能を取り戻す再生医療の特許期間を最長 25 年に延長することを検討しております。

以上のように、知的財産を巡る世界はダイナミックに動いています。産学連携・知的財産本部では、かかる国内外の状況にも目を配りながら、先生方の研究成果の論文投稿や学会発表を遅らせることなく、同時進行的に特許出願を行うことを目指しています。

また、産学連携・知的財産本部からも先生方の講座等を積極的に訪問させて頂き、発明発掘による出願とその権利化、そして実用化のための産学連携に努めてまいりたいと思っております。

(2015 年 7 月)